

訪問支援員が対応できること・対応できないこと



《家事支援》

原則、保護者とお子さんが自宅で日常的に必要な家事が対象です。

(大掃除など非日常的・一時的な家事は対象外です)

家事の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①食事の準備	・ 家族分の料理作り ・ 配膳 ・ 片付け、食器洗い	・ 大量の料理作り ・ 特別手間がかかる調理（正月料理等） ・ 家族以外の料理	食材料費、水道光熱費は保護者負担 包丁等は自宅にあるものを使用
②衣類の洗濯、補修	・ 衣類の洗濯、干す、畳む ・ アイロンがけ ・ 縫製（ボタン付け、簡単な縫物）	・ 大量の洗濯 ・ カーテン等の特別手間がかかる洗濯 ・ 大量のアイロンがけ ・ くつ磨き	アイロンは自宅にあるものを使用
③清掃	・ リビング、居間、寝室、台所の簡易な清掃（掃除機を使用、床拭き程度） ・ トイレ、風呂、洗面所の簡易な清掃 ・ 玄関、ベランダの簡易な清掃 ・ ごみ出し（地域のルールに従うものとする）	・ 窓、網戸、庭等の清掃 ・ エアコン、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫の清掃 ・ 年末の大掃除 ・ ワックスがけ ・ カビ取り ・ 引越し作業 ・ 模様替えに伴う家具の移動 ・ 普段使用していない部屋の清掃	清掃に使用する洗剤や物品等は、自宅にあるものを使用
④買い物	近隣のスーパーマーケット等での食材や日用品の買い物	・ 大量の買い物 ・ 家具、家電製品 ・ 遠方への買い物	・ 訪問支援員による立て替え不可 ・ 交通費は利用者負担
⑤その他	・ 布団干し ・ シーツ交換 ・ 整理整頓（部屋の片付け）	・ 布団の洗濯 ・ 銀行の振り込み、引き出し等 ・ 自動車の給油、洗車等 ・ ペットのお世話 ・ 荷物の受け渡し ・ 来客の対応	

《育児支援》

育児の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①授乳等	・湯沸かし、ポットへの移し替え ・哺乳瓶の洗浄、煮沸（片付け含む）	初めての食材を訪問支援員が子どもに与えること <u>・粉ミルクの調合※1</u> <u>・哺乳瓶による授乳※1</u>	
②オムツ交換		<u>オムツ交換※1</u>	
③入浴のお手伝い	・ベビーバスの用意、片付け	<u>・乳児の受け取り、拭き取り、着替え等※1</u> <u>・幼児の洗身の補助※1</u>	

※1…県への訪問型保育事業の届出をしている事業者の登録があった場合は対応可能となる。

《養育支援》

養育の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①養育環境の整備	・ベビー布団の用意、片付け ・エアコンの温度調節 ・窓開け、カーテンによる室温調整		
②外出	・保育所等の送り又は迎え ・散歩の付き添い <u>・病院受診、健診、予防接種の付き添い※2</u> ・市役所等への申請手続きの付き添い	・訪問支援員の自家用車の同乗 ・冠婚葬祭等の付き添い ・園、学校イベントの付き添い	・保護者は送迎先の保育所等に事前に了承を得ておく ・交通費は保護者負担
③見守り	子どもの遊び相手、寝かしつけ、宿題の見守り、登校準備等		

※2…保護者の同行が必要です。

《支援を行わない場合の例》

- ①病児・病後児の世話を目的とするとき
- ②保護者が不在のとき
- ③感染症の患者またはおそれのある者が家庭にいるとき
- ④他の公的サービスと利用時間が重複するとき

※ただし、②③に該当する場合であっても、買い物の代行や保育所等への送迎については一部例外あり。